

答 申 第 433号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定のうち、別表に掲げる「非開示とすべき情報」の部分を非開示とした決定は妥当であるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当でないので、開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 4月 9日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - (1) 異議申立人の保護台帳のすべての内容（以下「本件請求文書①」という。）
 - (2) 異議申立人が実施機関へ送付したすべての書類（以下「本件請求文書②」という。）
 - (3) 実施機関が異議申立人へ送付した平成〇年〇月〇日付文書の決裁文書（以下「本件請求文書③」という。）

- 2 同年 4月22日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①については、実施機関が作成した異議申立人の保護台帳を特定した上で、以下の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を、本件請求文書②については、異議申立人が実施機関へ提出したすべての書類（受理日平成〇年〇月〇日はじめ〇日分）を、また、本件請求文書③については、実施機関が異議申立人へ送付した平成〇年〇月〇日付文書の決裁文書を特定して開示決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第20条第 1項第 3号に該当
当該個人情報には、開示請求者以外の者に関する情報が含まれており、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

 - (2) 条例第20条第 1項第 7号に該当
生活保護の評価、調査及び関係機関のやり取りに関する情報は、開示することにより生活保護の事務の公正又は適正な実施に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 同年 5月 8日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

真実ではない事柄が保護台帳に記入されており確認したいため。平成〇年〇月〇日、〇〇主事に訂正されている内容が重要な部分である。

第 4 実施機関の弁明

1 実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、保護台帳の「非開示の部分のすべての開示を求める」との申立てを行っているが、保護台帳には、開示請求者以外の者に関する情報が含まれており、開示することにより開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある。また、生活保護の評価、調査及び関係機関とのやり取りに係る情報についても、開示することにより生活保護事務の公正又は円滑な実施に支障が生じるおそれがある。

2 当審議会の調査によると、実施機関は、本件請求文書①に対して、異議申立人の保護台帳を特定した上で、次の理由により一部開示決定を行った。

非開示とした情報	非開示事由
医療機関との調整（以下「本件非開示情報①」という。）	条例第20条第 1項第 3号 当該保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する情報が含まれており、開示することにより開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。
訪問格付け（以下「本件非開示情報②」という。）	条例第20条第 1項第 7号 生活保護の評価、調査及び関係機関とのやり取りに係る情報は、開示することにより生活保護事務の公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれがあるため。

他行政機関とのやり取り（以下「本件非開示情報③」という。）	同上
異議申立人の担当弁護士とのやり取り（以下「本件非開示情報④」という。）	同上
保護課との調整（以下「本件非開示情報⑤」という。）	同上
所内でのケース検討等（以下「本件非開示情報⑥」という。）	同上

第 5 審議会の判断

1 争点

本件処分について、本件非開示情報①が条例第20条第 1項第 3号に、本件非開示情報②から本件非開示情報⑥までが同項第 7号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1項に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 保護台帳について

実施機関は、生活保護受給世帯ごとに保護台帳を作成し、世帯、資産、扶養義務者の状況、訪問記録、面接記録及び決定調書等、生活保護業務を適正に遂行するための資料を保管している。

保護台帳には、世帯の生活状況や、健康状態をはじめ、民生委員による保護世帯への助言や指導に関する記録、他の関係機関等から得た調査内容等が記録されている。

4 非開示事由該当性

(1) 条例第20条第1項第3号該当性

まず、当審議会では、本件非開示情報①が、条例第20条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、他者の個人に関する情報であって、開示することにより当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件非開示情報①は、医療機関からの口頭又は書面による生活保護受給者の病状等の報告等で、異議申立人以外の個人に関する情報であり、他者の個人情報に該当する。

ウ 実施機関は、本件非開示情報①を開示することにより、医療機関に苦情を申し立てる等、業務妨害に発展する可能性があり、医師の正当な権利利益を侵害するおそれや、その結果、医療機関と生活保護受給者の信頼関係を破壊してしまうおそれ、行政と医療機関との円滑な情報交換もできなくなるおそれがあり、医療機関に開示の可否について照会をして、開示を望まない場合は非開示とする必要があると主張するので、この点について判断する。

エ 保護台帳に記載された医療機関との調整の内容については、開示することにより、記載事項と異議申立人の認識の相違から、医療機関に対して苦情を申し立てること等が生じることは、全くあり得ないことではない。

よって、これらの情報は、開示された場合に医師の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとして、条例第20条第1項第3号に該当すると判断して開示しないのは、やむを得ないと認められる。

オ しかしながら、検診書については、実施機関が異議申立人への対応方針を決定する上で基礎となる資料であることから、異議申立人の権利利益にとって重要な文書である。また、同文書を開示することについて、実施機関から、開示することにより他者の権利利益の侵害が生じることについて、何ら具体的な主張もないことから、開示すべきである。

ただし、医師の印影については、偽造防止の観点から、開示された場合に、当該開示請求者以外の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第20条第1項第3号に該当するとした判断は妥当である。

(2) 条例第20条第1項第7号該当性

次に、本件非開示情報②から本件非開示情報⑥までが、条例第20条第1項第7号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件非開示情報②は、実施機関が生活保護受給者に対して行う家庭訪問に関するものであるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

ウ 実施機関は、本件非開示情報②を開示することにより、家庭訪問を必要とする頻度について生活保護受給者から様々な指摘や意見を受けることになり、行政機関としての公正な格付けができなくなるおそれがあると主張するので、この点について判断する。

エ 本件非開示情報②は、家庭訪問を必要とする頻度についての格付けであり、生活保護事務における評価、判断が含まれていることから、これを開示することにより、生活保護事務の担当者（以下「担当者」という。）と生活保護受給者との見解の相違により生じる軋轢から、今後、公正又は円滑な評価ができなくなり、生活保護受給者宅への家庭訪問を適切に

行えなくなるおそれが生じる可能性を否定できない。したがって、生活保護事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、本件非開示情報②は、条例第20条第1項第7号に該当すると認められる。

カ このような観点から、以下で非開示情報ごとに検討する。

(ア) 本件非開示情報③について

a 本件非開示情報③は、実施機関が専門的な機関から意見を聞いたり、情報を受けたりするために行った他行政機関とのやり取りであるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

b 実施機関は、本件非開示情報③を開示することにより、異議申立人が、他行政機関に苦情や様々な意見を申し立てる等、他行政機関を攻撃する可能性があり、他行政機関との円滑な情報交換ができなくなるおそれがあると主張するので、この点について判断する。

c 本件非開示情報③は、実施機関が生活保護事務で他行政機関に行った調査や照会、相談した内容である。このうち、他行政機関が行う事務に関する一般的な事実や制度の解釈、運用に関する客観的な説明については、これらを開示しても、調査や照会、相談に支障を生ずるとは認められない。

d しかしながら、本件非開示情報③のうち、実施機関と他行政機関との個別具体的な事項に係る取扱いに関するやり取りについては、これを開示すると、異議申立人が他行政機関に苦情を申し立てたり、記載事項と自身の見解との相違から、異議申立人と他行政機関との間に軋轢が生じたりするおそれがあり、それにより、他行政機関からの信頼を損ない、今後、他行政機関との円滑な情報交換ができなくなるおそれがあると認められる。

e 以上のことから、本件非開示情報③のうち、個別具体的な事項に係る取扱いに関するやり取り以外の部分については、条例第20条第1項7号に該当するとは認められないので、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報④について

- a 本件非開示情報④は、実施機関が異議申立人の生活保護事務を行う上で、異議申立人の弁護士（以下「弁護士」という。）に事情を聞いた内容であり、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。
- b 実施機関は、本件非開示情報④を開示することにより、弁護士に苦情や様々な意見を申し立てる等、攻撃する可能性があり、弁護士との円滑な情報交換ができなくなるおそれがあると主張するので、この点について判断する。
- c 本件非開示情報④は、実施機関と弁護士とのやり取りであり、異議申立人が、記載事項について弁護士と異なる認識を持つ可能性は否定できず、結果として弁護士から実施機関への信頼を損ない、今後、弁護士との円滑な情報交換ができなくなるおそれが生じる可能性を否定できない。
- d 以上のことから、本件非開示情報④は、条例第20条第 1項第 7号に該当すると認められる。

(ウ) 本件非開示情報⑤について

- a 本件非開示情報⑤は、実施機関が実施要領の解釈等の助言を健康福祉局生活福祉部保護課（以下「保護課」という。）に求めた内容であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。
- b 実施機関は、本件非開示情報⑤を開示することにより、保護課を攻撃する可能性があり、保護課の助言には職員個人の私見や評価が含まれることもあり、異議申立人がその内容を知ること、保護課からの助言を得にくくなってしまのおそれがある、また、保護課からの助言には職員個人の意見や評価が含まれ、異議申立人がそれを知ること職員個人への攻撃のおそれがあると主張するので、この点について判断する。
- c 本件非開示情報⑤は、実施機関が生活保護事務の中で実施機関内の関係課である保護課に助言を求めた内容であるが、このうち、法令や国からの通知、問答集等に基づく一般的な取扱いを示したにすぎない部分については、これらを開示しても保護課から助言を得に

くくなるとは認められない。

d しかしながら、本件非開示情報⑤のうち、実施機関職員個人の私見や評価が含まれる部分について、異議申立人がその内容を知ること、その内容や解釈について実施機関職員に苦情を申し立てたり、記載事項と自身の見解との相違から、異議申立人と実施機関との間に軋轢が生じたりするおそれが否定できず、それにより、個別の事案に対する助言、判断、報告及び自由な意見交換ができなくなり、生活保護事務の公正又は適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

e 以上のことから、本件非開示情報⑤のうち、保護課職員個人の私見や評価が含まれる部分を除いて、条例第20条第1項第7号に該当すると認められないので、開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報⑥について

a 本件非開示情報⑥は、実施機関が所内で行ったケース検討会等、実施機関内でのやり取りや民生委員からの情報提供の内容であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

b 実施機関は、本件非開示情報⑥を開示することにより、異議申立人が判断の過程を批判することで、自由な意見交換ができなくなり、行政として公正な判断ができなくなるおそれがある、また、民生委員からの情報提供について、異議申立人がそれを知ることによって職員個人や民生委員への攻撃のおそれがあると主張するので、この点について判断する。

c 本件非開示情報⑥は、実施機関が生活保護事務の中で行ったケース検討会や実施機関内でのやり取り、民生委員が異議申立人から聞き取った内容についての報告であるが、実施機関が異議申立人に伝えたことや、以後の異議申立人に対する対応を決定した会議の議題や結果については、異議申立人が既に知っているものと考えられるため、これらを開示しても、自由な意見交換ができなくなり、行政として公正な判断ができなくなるおそれがあるとは認められない。

d しかしながら、職員が個別の事案について、当該職員自身の意見

や判断を示している部分や民生委員が異議申立人から聞き取った内容を伝えている部分については、上記（ウ）と同様のおそれを認めることができる。

e 以上のことから、本件非開示情報⑥については、実施機関内でのやり取りに関する情報であるから、（ウ）と同様の判断を行い、職員の私見や判断を示している部分や民生委員からの報告の部分を除いて、条例第20条第1項第7号に該当すると認められないので、開示すべきである。

5 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の付言

当審議会の審査過程において、実施機関が第三者に対する意見照会を行ったが、第三者意見照会を口頭のみで行い、文書が残っていないという事実が明らかになった。本来、条例第28条において第三者保護の手続きは「意見書を提出することができる」と定めている通り、文書にて行うべきものである。

また、実施機関から提出された弁明意見書は具体性に欠け、当審議会が判断に至る過程で複数回にわたって資料提出を求める必要が生ずるなど、異議申立人の権利利益の回復のために求められる、迅速かつ公正な不服審査の支障となるものであった。

以上を踏まえ、実施機関においては、個人情報の開示事務に当たっては条例に定められた手続きを遵守するとともに、不服審査の対応についても、迅速かつ公正な不服審査を行うために、より具体的かつ適切な弁明を行うことを、当審議会からの付言として申し述べる。

第7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 5月29日	諮問書の受理
6月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月 3日	実施機関の弁明意見書を受理
7月13日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

10月21日	弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう再通知
平成28年 5月20日 (第214回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月17日	異議申立人の反論意見書を受理
6月17日 (第215回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
9月16日 (第218回審議会)	調査審議
10月21日 (第219回審議会)	調査審議
11月11日 (第220回審議会)	調査審議
平成29年 1月20日 (第222回審議会)	調査審議
2月 2日 (第223回審議会)	調査審議
4月21日 (第225回審議会)	調査審議
5月18日	答申

別表（本件請求文書①のうち非開示とすべき部分）

頁	非開示とすべき部分
1頁目	訪問格付
6頁目	処遇方針1行目、4行目「分類」の右側の部分 同11行目、16行目「ケース」左側の部分
11頁目	取扱経過21行目13字目から22行目まで
15頁目	同 4行目、8行目から 9行目まで、13行目から14行目まで
16頁目	検診書中の医師の印影 取扱経過31行目から37行目まで（下部欄外を含む）
18頁目	同34行目から37行目まで

19頁目	同 1行目から 2行目 6字目まで 同35行目 9字目から37行目まで（下部欄外を含む）
20頁目	同10行目7字目から23字目まで
22頁目	同 4行目から 6行目まで
23頁目	同下部から12行目29字目から同下部から11行目22字目まで 同下部から 3行目23字目から同下部から 2行目まで
24頁目	同12行目 同15行目から17行目まで
25頁目	同 5行目から6行目まで 同10行目から11行目まで 同15行目から16行目まで
27頁目	検診書中の医師の印影
31頁目	取扱経過15行目から16行目まで 同32行目
32頁目	同 1行目から12行目まで 同18行目から21行目まで
33頁目	同10行目から31行目まで
34頁目	同 2行目24字目から4行目4字目まで
35頁目	同19行目から24行目まで 同31行目から33行目まで
37頁目	同34行目8字目から35行目まで
39頁目	同34行目から37行目まで
40頁目	同1行目から2行目まで
48頁目	同17行目から19行目まで 同21行目から28行目まで
49頁目	同28行目 9字目から29行目まで 同31行目13字目から35字目まで 同32行目28字目から34字目まで 同33行目 同36行目から37行目まで
50頁目	同1行目から 5行目まで 同15行目から23行目まで 同25行目から28行目まで

51頁目	同16行目から21行目まで 同24行目17字目から34字目まで 同25行目 1字目から11字目まで
52頁目	同 1行目から 4行目まで 同 6行目から 7行目まで

※本件請求文書①に記載のある「()」は 2字と数える。